

リスクマネジメント規程

第1条（本規程について）

一般社団法人BLP-Network（以下「この法人」という。）の社員及び役職員は、この法人の活動におけるリスクマネジメントについては、本規程に沿って対応する。

第2条（リスクマネジメントの基本方針）

- 1 理事会は、この法人、社員及び役職員、この法人の連携先、この法人の支援先又はこの法人の支援者その他の利害関係者に対し、物理的、経済的、精神的もしくは信用上の損害又は不利益その他目的達成の不確実性を生じさせ、又は生じさせる可能性のあることがら（以下総称して「リスク」という）について、以下の項目にしたがって定期的なマネジメントを行う。
 - ① リスクの洗い出し
 - ② リスクの大きさの評価・算定
 - ③ 対応すべきリスクの優先順位付け
 - ④ リスクの対応・見直し
- 2 前項のマネジメントにかかる会議については、適切に議事録を作成し保管する。ただし、理事会の議事録その他の資料において記録が作成されている場合はこの限りでない。

第3条（リスクの洗い出し）

- 1 理事会は、関係者への聴取、実際に生じた事象の調査その他の適切な方法でリスクを洗い出すものとする。
- 2 理事会は、前項のリスクの洗い出しを行うにあたっては、以下に掲げる事象については、検討の対象としなければならない。
 - ① 個人情報の目的外使用・漏えい
 - ② セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント
 - ③ 法令違反（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の違反も含む）
 - ④ 不正経理
 - ⑤ 利益相反
 - ⑥ 自然災害への対応（地震・台風等）

第4条（リスクの大きさの評価・算定）

- 1 理事会は、前項に基づきリスクを洗い出した場合、その評価及び算定を行うものとする。
- 2 前項に基づく評価及び算定は、リスクの重大性及び発生頻度について評価するものとする。

第5条（対応すべきリスクの優先順位付け）

- 1 理事会は、前項により行った評価及び算定に基づき、この法人において優先的に対応するリスクを定めるものとする。
- 2 理事会は、リスクの対応については、回避、軽減、受容、共有のいずれかの対応を選択し、必要に応じて具体的な対策を決定するものとする。
- 3 理事会は、第1項に基づき優先的に対応することとしたリスクについては、以下の各号に掲げる事項を定めなければならない。
 - ① リスクオーナー
 - ② 具体的なリスク対策の内容
 - ③ 検証の項目及び時期（ただし検証の間隔は1年を超えることはできない。）

第6条（リスクの対策の検証、見直し）

- 1 リスクオーナーは、前条第3項において定めた事項に基づき、リスク対策の有効性について

検証をしなければならない。

- 2 理事会は、前項の検証の結果を踏まえ、リスクの評価及び施策の優先順位を見直さなければならない。

第7条（事後の対応）

この法人においてリスクが生じた場合又はその疑いがある場合は、別途定めるクライシスマネジメント規程に基づき対応するものとする。

第8条（規程の改廃）

この規定の改廃は理事会の決議による。ただし、内容に影響のない軽微な修正については、代表理事の判断により修正することができるものとする。